

うようなことは都会の人にとっては非常に新鮮でいい思い出として残るわけですから、市をあげて広報活動をしていただきたいなと思います。何かまちなかを歩いているのに商店街の人がだれも出てこない、閑散としていて、しかも目も合ったのにあいさつもしないというのと、「よく来ておごやつたな」とか、「また来てごえな」というような声をかけられたというのと雲泥の差があるわけですから、そこを今のうちからしないと、4月のことですから、もう遅いのではないかなと思うくらいで、その市の市長の答弁をいただきたいのと、あと桜シンポジウムについては随分遅くなったので、これからどうするかということですが、とにかく縦割り行政にならないように、ほかの団体とよく協議をしていただきたいと思います。市長の答弁をお願いします。

○大沼 久議長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 全くおっしゃる真意はわかります。それでせっかくこの桜シンポジウムもまちなかを歩いてもらいたいと。フットパスのルートも歩いてもらいたいと。それからあれもそうですね、全国のもう一つのシンポジウムもそういうことですから、ただ車進入禁止というわけにはなかなかこれもいかないわけで、これは警察の許可が必要ですし、それはそう簡単にできる話でもありませんし、時間帯すべてやっぱり黒獅子みたいにある時間帯だってかなり大変なわけですからね。そういったところで周知徹底して、それから商店街の皆さんにもひとつご協力を願って、女性団体の皆さんにも協力を願って、その皆さんと連携を取るような1回集まりをしてと、そういう準備をしてというようなところをまずことはしっかりやらなきゃいかんのではないかなというふうに思います。

ぜひご提案の趣旨はわかりますので、それもこれも一つ一つ改善をしていくということですから、まさに市民の皆さんのいろいろな皆さんのご協力を得るようにこちらもお願いをしながら一緒にやりましょうと。そしていい気持ちでまた帰ってきてまた来ていただければ商売にもつながりますし、地域振興にもつながるし、まちづくりになるんですからということをおねばり強くお話をしてお協力をいただけるようにしていきたいと思います。

高橋孝夫議員の質問

○大沼 久議長 次に、順位9番、議席番号11番、高橋孝夫議員。

(11番高橋孝夫議員登壇) (拍手)

○11番 高橋孝夫議員 ご苦労さまでございます。お疲れだと思いますが、しばらくおつき合いをいただきたいと思います。

私は、市民生活の向上を願いながら一般質問を行います。

通告をしております3点について順次質問申し上げますので、丁寧で明快な答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思います。

質問の第1は、まちづくり基本条例についてです。

本定例会に長井市まちづくり基本条例の制定が提案をされています。平成18年度施政方針では、「市民の皆さんがそれぞれ能力を発揮し、市政に参画していただける仕組みを一層つくっていききたいと思います。今議会に上程しておりますまちづくり基本条例では、まちづくりの基本理念や市民と行政の役割などを示し、市民との協働につ

いて、基本的な事項を明確にしていきたいと考えております」と触れられています。

私は、平成11年12月定例会一般質問、そして平成15年12月定例会の一般質問でこのまちづくり基本条例を含む、いわゆる自治基本条例の考え方について質問をさせていただきました。そのこともあって今回このまちづくり基本条例が提案されたことを評価いたします。そして、この条例設定を端緒として長井市のまちづくりが市民主体で展開されることを願うものです。

企画調整課長からいただきました資料によれば、条例策定までは庁内プロジェクトチーム会議での検討があり、NPOの皆さんへの事業委託による提案を受け、協働のまちづくりセミナーなどを開催をし、長井市まちづくり基本条例策定懇談会での議論など、多くの検討や議論が積上げられたということでもあります。この間の各種取り組みと、努力に敬意を表したいと思います。

総務・文教常任委員会協議会での企画調整課長の説明によれば、「このまちづくり基本条例は、全国の多くの自治体でいろいろな形で条例化されているものを参考とし策定された」ということでありました。

形態としては、一つは自治理念条例型。二つは住民参加促進条例型。三つはまちづくり条例型。四つは自治理念型と住民参加型を合わせた住民参加自治基本条例型。そして五つは申しあげましたすべてを包含した形のまちづくり自治基本条例型があり、長井市の場合は実効性のある市民と行政の協働のルールづくり、まちづくりのルールづくりとするにはまちづくり基本条例型をベースに検討したということでありました。これはこれで方向性としては納得できるものであると思います。

そこで市長に伺います。

私がこの間申し上げてまいりました内容は、まず自治体の憲法としての自治基本条例を制定をし、そして二つは市民参加条例の制定。三つは監査委員事務局機能を強化し、オンブズマンなどの救済機関を導入して、行政執行と条例立法を監査しようという総合オンブズマン条例の制定。さらに四つは議会を自治体独自の立法府とするために、個人としての議員活動を尊重しながら一人でも議案提出権を求め、議会の住民代表の機能を高めようとする議会運営条例の制定。五つは新たな法定外目的税などの創出で税制の体系を組みかえるなどとする課税自主権を活用して自治体財政を強化していこうという自治体財政条例の制定。六つは地方債は住民のチェックを受けて住民投票で発行しようとする考え方などを網羅した形のものでありました。

議会運営条例などは、私ども議会の中で検討されなければならない課題であります。今日まで検討できないままにすることは残念ですし、申し上げてきましたすべての内容を反映するにはさらに多くの時間と検討や研究が必要と感じます。よって私は、このまちづくり基本条例は市民と行政の協働によるまちづくりの基本的かつ原則的なルールを定めたものであり、その意味では今後のまちづくりの進め方を示したものと位置づけられるのではないかと感じています。

市長はこの間多くの努力とそれなりの機関で検討がなされ、その上で策定されましたこのまちづくり基本条例の完結度はどの程度だととらえておられるのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

次に、企画調整課長に伺います。

私は、申し上げましたように、この条例考え方は評価をしています。しかし、この

条例に添って今後具体的にどう取り組みを展開をしていくのかなどについてはまだ明確にはされていないと感じます。せっかく策定をしても条例が飾り物であってはなりませんし、具体的な展開策を示していくことが必要と感じますが、今後どう具体化されるお考えなのか。その際、規則や要綱などを策定する考え方はあるかなどについてお聞かせをいただきたいと思います。

第2点目は、長井市出身者が参画する道はについて伺います。

当初の条例案では、行政との協働の相手は市民などとされていましたが、今回の条例では明確に市民となっています。そしてその市民の定義は条例第2条第1項第1号によれば、イ、市内に住所を有する者。ロ、市内に事務所または事業所を有する者。ハ、市内に存する事務所または事業所に勤務する者。ニ、市内に存する学校などに在籍する者。ホ、市に対する権利または義務を有する者とされています。まちづくりを進める上では妥当な定義であると思います。同時に私は今後のまちづくりを展開していくには、もう少し広く考え方や意見をまとめていくということも必要と考えます。

そこで提案をさせていただきたいと思います。

この間、長井市から転出をされた出身者、全国に多くおられることは言うまでもありません。私はこれらの長井市出身者の皆さんが持っておられる、あるいは感じておられるふるさと長井の思い。長井がこうあってほしいとする考え方。みずからが体験し、経験したことから学んだこと。それぞれが持っておられる知識や経験、そして人脈。長井市のまちづくりへの意見や提言などを寄せていただき、それらをまちづくりに生かすこと、そしていつまでもふるさと長井

市を思い出していただくことができる仕組みをつくる必要があると感じます。

石川県羽咋市では、全国ヒューマンネットワーク事業が展開をされています。その内容は全国各地の市出身者、羽咋市の出身者1,400名と、ふるさと羽咋を結び、新鮮でホットな情報を交し合うシステムで、市からは風土の香りあふれる特産品やイベント、ふるさとニュースなどを掲載した情報誌を年2回発行し、出身者からは市活性化の提言やさまざまな情報を寄せてもらう。また、ヒューマンネットワーク会員の近況、ふるさとの思い出などを毎月市の広報に掲載してもらうというものです。先日担当である羽咋市の秘書課に問い合わせたところでは、「この事業を出発して15周年を迎えていますが、今日の財政が厳しいことなどから、今後は運営方法を変更し年会費1,500円として再登録を行う」というものでありました。事業内容としては申しあげましたように、市の情報部門としては「広報はくい」これは毎月です。それからふるさと情報誌「ネットワークはくい」年2回、これを送付をします。二つは商工観光部門として地場産品のパンフレットの送付、地域イベントの紹介など行います。三つは会員情報部門として会員からのふるさとへの提言など情報収集を行うというふうなことにしたということでありました。

このように、既に取り組みを進めている事例がほかにもあると思います。幾つかの事例に学びながら長井市に合った仕組みをつくり上げるための調査研究、これに着手をしていくこともこれからのまちづくりには必要と私は考えますし、このような取り組みを展開することで、団塊の世代などのUターンにつながる可能性もあると感じますが、いかがでしょう。

+

もちろん羽咋市の場合のように、このことを進めるにはお金がかかりますし、時間も手間もかかると思います。今はコンピュータの時代であり、インターネットで何でも情報を得ることができ、メールで意見を述べ合う時代で、その方が手っ取り早いと言われるかもしれませんが、でも調査研究する価値はあると思います。既存の組織として関東致学会などの組織もあるわけで、そういった組織と意見交換しながら仕組みづくりを模索することも考えられると思います。市長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

質問の第2は図書館業務委託についてです。

この件については昨日藤原議員も質問されておりますし、重複する部分もあると思いますがお許しをいただきたいと思います。

施政方針では、「民間への業務委託推進については図書館業務を民間に委託してまいります」と触れられていますし、長井市自立計画でも平成18年度に委託を予定する事務事業として公民館運営業務が挙げられています。

そこで私は3点について教育長にお伺いをいたします。

第1点目は、この1年間頑張ってこられた人はどうなのかという点についてです。従来は職員4名で行っていた図書館業務を平成17年度からは正職員2名、そして司書資格を持つ職員を含む6名の定時補助職員で運営するという事となったことはご案内のとおりです。当初はいろいろ心配もありましたが、この1年間、図書館長を初めとして開館日数をふやし、同時に開館時間も延長するなど、大変な努力をされてきたと感じています。先に総務・文教常任委員会協議会に示されました平成16年度と平成

17年度の比較を見ても、入館者数がふえていること、貸出図書数がふえていること、レファレンス件数もふえていることなど、成果を上げていると感じたところです。また、12月から3月までは各学校図書室での指導も展開をされたということであり、本当に頑張っていたいただいと感謝をしているところです。しかし、新年度からは図書館業務を民間に委託をするということになるわけです。委託ということになれば、この1年間せっかく仕事にも慣れ、それなりの成果も頑張って上げてきた6名の定時補助職員はどうなるのでしょうか。総務・文教常任委員会協議会での図書館長の答弁は、「雇用は1年契約となっている」というものでしたが、私は割り切れないものを感じましたし、せっかく慣れてきたのに、委託となればまた一からやり直しかと、残念に思いました。

そこで教育長に伺います。

申しあげました6名の定時補助職員は解雇ということになるのでしょうか。その際、教育委員会として再就職などのあっせんや手立てはどのようになされてきたのか、お聞かせをいただきたいと思います。

せっかく慣れた仕事でもあり、何らかの形で経験を生かす手立てはないのでしょうか。例えば学校図書室での指導など、雇用の機会を考慮する必要があると私は考えますが、どうでしょうか。意のある考え方をお聞かせいただきたいと思います。

第2点目は、委託する業務は何かについてです。

いただきました資料、「図書館業務受託者選定プロポーザル募集要項（案）」によりますと、目的は利用者に対するサービスを向上するために複数の団体などから豊富な経験と知識・技術、企画の提案を受け、

基準により審査した上で図書館業務の受託者を選定するとあり、選定方式は公募型簡易プロポーザル（提言書）方式。資格要件は、一つは長井市内に主たる事務所を有する法人・団体であること。二つは司書の有資格者を2名以上雇用していること。三つは電算システムに精通した者を雇用していることとしています。そして、委託業務の名称は長井市図書館業務とだけ記載されています。

3月1日号の「広報ながい」には、図書館業務の受託者を募集しますということで、利用者の皆さんに対するサービス向上のため来年度から市立図書館の業務の一部（カウンター業務、移動図書館の運行など）を委託しますという内容で掲載をされているだけです。

昨日の藤原議員に対する教育長答弁でも、図書館の根幹にかかわる部分は館長などで運営していくということであり、内容は明らかにされませんでした。また、平成18年度図書館予算説明書では、図書館業務委託料1,063万7,000円とし、委託する業務内容としては図書の貸出・返却、利用者登録のカウンター業務、配架・書架の整理、図書の発注・検収、図書の装備・分類・入力、蔵書点検、レファレンス、移動図書館の運行などを検討している。直営により行うものとしては予算・経理、施設・設備の管理、購入・除籍図書の決定、図書館協議会の運営、ほかの図書館や学校などとの連絡調整を考えていると記されていますが、明確にはなっておりません。

私は、図書館業務のどの部分を委託するのか。これでは理解できません。同時にこのような不明確な内容では判断を求められても判断できないと言わざるを得ません。図書館業務のうち委託する業務は何なのか。

直営で行う業務は何なのか。明確に示していただきたいと思います。

私は、このままでは公募に応ずる業者の方々にとっても失礼に当たると考えます。具体的な業務内容も示さないで応募するなどあり得ないと思います。過日の館長の説明では、仕様書は作成中であるということでしたが、できているとすれば示していただきたいと思いますが、教育長いかがでしょうか。教育委員会では既に仕様書を見て判断をされていると思いますが、明らかにしていただきたいと思います。

第3点目は、指揮命令と責任体制はどうなるのかについて伺います。

学校給食共同調理場の調理部門の委託の際にも問題となりましたが、業務遂行上の指示・指揮命令については、昭和60年に当時の労働省による告示第37号、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準で示されているように、発注者は請負業者との間で請負契約を交わすものの、請負業者に雇用されている労働者とは雇用関係がなく、そこには発注者と労働者の間には指揮命令関係が生じないこととされています。図書館の場合で言えば、図書館長ともう1人の正職員は、受託業者が雇用する職員に対して直接に指揮命令はできないということになります。突発的な事例であっても、委託した業務については直接の指示はできないのです。なあなあでは済まされない問題です。この点に関しては、具体的にどのような整理と対応を考えておられるのか、教育長からお聞かせをいただきたいと思います。

厚生労働省が指摘をしているように、委託あるいは請負業者はその業務遂行の場所をみずから確保するという事になれば、こういった事態は避けることができるわけ

+

ですが、しかし、今回の提案では同じ図書館内に図書館長ともう1人の職員が委託あるいは請負業者の職員と一緒に仕事をするということになります。しかも利用者へのサービス向上という目的に向かって同じところで仕事をするわけであり、なかなか難しいと私は感じています。

図書館業務はいろいろあるわけですが、それぞれの業務が相互に関連し、一体として展開されて始めて効果や成果を上げることができるものと私は考えます。その意味では、委託業務と直営業務は一体であり、分けることは無意味と考えられますが、教育委員会ではどのように整理をされたのでしょうか、明らかにしていただきたいと思っています。

質問の第3は、地場産業振興センターへの補助金のあり方についてです。

私は、昨年3月定例会でも質問をさせていただいておりますが、その関連でお伺いをいたします。

平成18年度一般会計予算では、歳入で商工費県補助金、地域地場産業振興総合支援事業費補助金2,206万1,000円が初めて計上されています。そして歳出では、地場産業振興センター建設費補助金1,623万2,000円、運営費補助金9,214万4,000円、施設修繕費補助金800万円、世界の花園・NTT資金償還補助金550万円、合計1億2,187万6,000円が計上されています。これは平成17年度実績と比較をして5,923万9,000円増加していることとなります。

同時に、債務負担行為が2件提案をされています。一つは、財団法人置賜地域地場産業振興センター建設資金（高度化資金）償還補助金として、平成19年度から平成25年度までの7年間で3億885万3,000円。二つは、同じく財団法人置賜地域地場産業振

興センター建設資金（市中金融機関資金）に対する損失補償として、平成18年度から平成25年度までの8年間で融資総額9,888万4,000円に対する元利償還額とされています。これらに関して以下お伺いをいたします。

第1点目は、18年度から新たに計上されている商工費県補助金2,206万1,000円は歳出ではどの部分に当てられているかについてです。商工観光課から提出されました資料では、地場産業振興センター運営費補助金9,214万4,000円の内訳として、一つは、18年度運営費補助金3,600万円。二つは建設資金業界負担（高度化資金）償還相当分の補助金4,412万2,000円。三つは17年度運営費借入金（6,600万円）の償還分837万4,000円。自主事業補助金356万9,000円などとなっていますが、県補助金はこのうちのどの部分に当てられることになっているのか商工観光課長に伺います。

同時に、県補助金は以降何年間にわたるものなのかについてもお聞かせをいただきたいと思っています。

昨年、私が質問申し上げましたように、18年度から高度化資金借入れの業界負担分の返済が開始されたのだということまで理解をしいのかについてもお聞かせをいただきたいと思っています。

第2点目は、債務負担行為の市中金融機関資金に対する損失補償額9,888万4,000円について伺います。

これも市中金融機関から借り入れたもので業界負担分ということになると思います。これは平成18年度からということになっておりますが、歳出にはこの部分は見当たりません。18年度分についてはどういう取り扱いとなるのか。そして来年度からはどうなるのか。商工観光課長にお聞かせをいただきたいと思っています。

さらに、この損失補償は長井市が全額負担となるのかどうか。県への援助はどうなるのか。市中金融機関に対してはどういう対応をしていこうと考えておられるのかなどについて市長からお聞かせをいただきたいと思います。

第3点目は、年々膨らんでいく地場産業振興センターへの補助をどうとらえているかについて市長に伺います。

申し上げましたように、18年度は単年度で補助金総額が1億円を超えることとなりました。来年度からは市中金融機関借入れの業界負担分についても損失補償という形で年額約1,236万1,000円増加することになります。財政再建途上であり、厳しい状況が今後も続くと言われている中で、これらの負担は大きいと感じます。昨年3月定例会での私の質問に対する答弁は、「借入れは地場産業振興センターが行っており、償還せざるを得ない」というものでしたが、それにしても厳しい負担です。これらすべての償還が終わる平成25年度末では、建設資金として高度化資金と市中金融機関から借入れた額の総合計15億8,229万7,521円のうち、結局長井市が返済する額は13億5,186万8,587円となり、実に借入れ総額の85.4%を占める割合となるわけです。当初の負担割合は長井市が56.88%、業界が43.12%ということでありましたから、当初に比較しても大変な負担となります。市長はこういった結果をどうとらえておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

見通しが甘かったとか、バブル崩壊の影響とか、景気の浮き沈みの結果だけでは済まされないし、行政執行側もチェックする議会も真摯に今日に至った状況を反省することと、二度と繰り返さないという決意をしなければならないと切に私は感じます。

当初の計画とは大幅に異なってきたことと、市の負担が増大し、今後も続いていくことを私は機会をとらえて市民に明らかにしていかなければならないと考えます。同時に、長井市が地場産業振興センター建設資金の85%を負担をしてきたということは、いよいよ今後の地場産業振興センターをどう運営していくかについて方向性を明らかにしていく必要があると考えます。このことをも含めた市民への周知について、今後どのような手法を考えておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○大沼 久議長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 高橋孝夫議員のご質問にお答えをします。

まず、条例についてであります。これは民間の皆さんが新しいものを求められるように、熱心に議論をしていただいて、それからニセコを初め基本条例のいろいろな市町村のを参考にしながら長井市の今後の協働まちづくりのために議論をしていただいたものであります。

これはやっぱり今すぐあれもだめこれもだめというか、あるいはもっと五つも六つもドドッとこういうふうにしにしていけというのかと言われれば、私はやっぱり定着がまず第一だと思いますね。ここをしっかりと素直に読んでいただいて、そして条例の周知、啓発活動をする市民の皆さんにも非常にわかりやすいような、パンフレット等でもわかるような内容をしっかりとわかっているというふうにしていきたいと思っています。

その後については、議会の何条例まで含めてということであれば、まずこれからは優先順位がありますから、政治手法があり

+

ますから、具体的にやっぱり市民の皆さんに直接福祉を向上するために何をするかという観点で今ご指摘のような、高橋議員のような手法ではなく、実務に徹し、実利を上げてまいりたいと思います。もちろん法律ですから、時代の大きな変遷によって柔軟に対処していかなければいけない法律とか、条例もそれは当然だと思っておりますが、しかし余り計画倒れにならないようにしなきゃいかんのではないかと、私は思っております。

2番目に、羽咋市は羽咋市で素晴らしい取り組みをされていると思いますが、やっぱり私が7年前に市長をさせていただいたときには随分ふるさと親善大使とか、いろいろな取り組みが出てきましたよ。広報を送るとか何とかいろいろあるわけですが、しかし検討もしてきたと思いますが、これまたやっぱり経費の観点、それから相手方のご要望等、余り型にはめないでもらいたいということもあるんですね。応援してくださる方はいるんですよ。例えば関教授であるとか、一橋大学の教授辻先生とか、本当に長井のことを好きで思って、もっとよくするためにいろいろなアドバイスをしてもらっているところはあります。マスコミの皆さんにも、いろいろな人にもいらっしゃるわけですが、そういった人の意見はしっかり聞かなければいけませんけれども、余り会費はどうで、会報は2期送ってそれでどうしてなんていうことで、それが全く皆さんのご要望に合っているかという、そうでもないんですね。例えばようざんろ一どをつくる会で今度桜を植えていただくのですが、桜に特化してやっぱり自分たちはふるさとを応援していくんだと。毎年毎年市町村は変わりますが、ことしは長井に来るわけですが、そういうのでやるんだと。

そのときに大いに交流をして本音の付き合いをして、そのことでまた何かがあったらどんどん次に発展していくというやっぱり重構造の方がいいような気がいたしますので、この辺も柔軟にさせていただきたいと思っております。

地場産業振興センターについては、最終的には多数はやっぱり長井市のシンボルであり、素晴らしいものだと。これをしっかりと利用していくということが私は大切だと思っておりますし、長井市自身が責任を持って運営していかなきゃいけないというふうに思います。商工会議所さん等に引き受けていただいて、あそこはネズミの巣にはならなくて住んでいるわけですから、しかもしっかりと運営されているわけですから、収支の不足分等についてももちろん経費を節約し、改革するべきところは改革するわけですが、運営費補助金として今後も補助をしてまいりたいと思っております。

なお、その中のご指摘のように、県も支援をしていただけるということになりました。県からはこれまでも地場産業振興センターの運営のあり方に積極的にかかわっていただいたわけですが、長井西置賜地域の中核的施設としての広い公益性、それからパブリックの公益性の観点から、運営の支援をいただくということでもあります。建設資金の業界負担分につきましては、当時負担を約束していた協同組合及び関連企業が倒産をいたしました。できればやっぱりそこからも思っているいろいろと手を打ったんですが、いかんせんやっぱり先に当事者である地場産業振興センターが法律的にもやっぱり負担せざるを得ないということに法律的にもいろいろ研究して、いろいろな人の意見を聞いた結果、やっぱり借り

ているのが地場産センターの名前で借りているわけですから、それから市中金融機関につきましてもできる限り債務の圧縮を図り、基本財産の活用や単年度償還金を減額するために償還期間などを延長して関係の皆様のご理解を得られるよう検討を行ってきたところであります。

これはそろそろこの建設資金について私は次世代に残していくものではないと。もう18年度で本来負担すべきものはこととして終わりですし、建設資金全体についても、この辺でできれば私の代で方向性をはっきりしていきたいということのを再三県にも申し上げ、ご協力を得てきたところでありまして、今後の運営についてもタス全体を考えた上で、より効率的な体制をつくるために昨年から山形県や商工会議所の皆さんとともにタス検討会を開催してタス運営のあり方を検討し、具体的には4月から施設運営の一本化を行ってタス利用の受け付けはホテルと地場産センターで二本立てで行ってまいりましたが、ホテルに一本化すると。施設管理についてもできる限りホテルにお任せをして地場産センターの運営の効率化を努めながら、県からも力を貸していただきたいということで、この辺で方向性を出したいということにしたわけであり。ご理解をいただきたいと思っております。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 高橋議員のご質問3点についてお答えをしたいと思います。

1番目、この1年間頑張ってきた人たちはどうなるのかということですが、今年度の定時補助職員として採用した職員というのは、司書の有資格者の女性が4名、あとBM運行とか、パソコン担当する男子職員2名の計6名ですけれども、単年度契約ですので、今年度で終わりになります。ただ、

現在働いている方は図書館業務に大変情熱のある方だけですので、プロポーザルに応募した団体のメンバーに入っているというようなことも考えられますし、受託団体が決定した段階で業務内容にも慣れていくということで、現在の定時補助職員の方を雇用していただけないかということをお願いはしていきたいというふうに考えているところです。

2番目の委託する業務は何かということですが、委託する業務の内容につきましては、自立計画策定のための業務の棚卸や委託可能性調査の作業を踏まえて、既に本年度から業務委託を実施している尾花沢市の事例などを参考にしながら受託団体への職員と正職員の役割分担、委託する業務と直営で残しておくべき業務の区分をしておるところです。委託する業務については、先ほども高橋議員の方からちょっとお話があったんですが、貸出・返却、配架などのカウンター業務、図書の装備、分類、蔵書登録、書架整理や蔵書点検などと移動図書館の運行、レファレンス、乳児検診時の絵本の読み聞かせや、学校図書館の支援などになります。

一方、直営で残しておく業務としては、予算経理、文書などの庶務、施設・設備の管理、図書館協議会の運営、他の図書館や学校、公民館との連絡調整などです。そして市立図書館というのは生涯学習の拠点施設となる教育機関でもありますので、その中立性を保持するため図書の購入、寄贈、あるいは廃棄する図書資料の選定と決定に関する業務は委託せずに直営で残す方向です。

この委託業務の詳細については仕様書で明らかにしますが、移動図書館の運行日程とか、学校図書館に対する支援業務につい

+

て、学校や児童センターとの最終調整がちょっと遅くなってしまっていて遅れています。あす午前中臨時教育委員会がありますので、その場でも検討をしたいと思っておりますし、午後から現地説明会で受託申込者の方に公布して説明する予定です。

3番目の指揮命令、責任体制についてですが、これまた高橋議員ご指摘のとおり、業務委託契約の場合は正職員である図書館長や補佐が受託団体の職員に対して直接業務上の指揮命令を行うことは職業安定法に抵触する恐れがあると認識しているところです。

そのために山形労働局職業安定課から次の4点について指導をいただきました。一つは、受託職員と正職員の役割分担。委託する業務と直営として残す業務を明確に区分する。これは仕様書で明らかにします。2番目として、受託職員に対してしっかりと事前研修を実施する。3番目が、委託する業務のマニュアルを作成し、業務を標準化する。この2番目、3番目については今年度も同様の手立てで定時補助職員に対応していますので、そのように対応することは可能であるというふうに考えています。4番目は受託団体に業務の責任者及び副責任者を置いてもらって正職員と緊密な打ち合わせをしながら業務を執行する。これも週1、2回程度の定期的な事前打ち合わせを予定しますので、これも可能ということに考えています。

こうした対応をしていくことによって、関連法令に抵触することなく、円滑な図書館運営をするということは可能だというふうに教育委員会としても考えているところですし、日常的にはやっぱり同じ職場で混在して同じ目標に向かって業務を行っているわけですので、会話もあるでしょうし、

相談されるようなことも出てくるんじゃないかなというふうに思いますが、それに対して答えるということは指揮命令には当たらないというふうに考えているところです。以上です。

○大沼 久議長 松木幸嗣企画調整課長。

○松木幸嗣企画調整課長 高橋孝夫議員のご質問にお答え申し上げます。

私の方には条例の今後の具体的な展開についてというようなご質問であると思っております。まず、条例では市民参加の推進ですとか、市民の権利の利益の保護という基本的なルールを定めさせていただいているところで、その具体的な取り組みについては、午前中の質問にもありましたのですが、例えば個人情報保護でありますとか、行政手続、情報公開などについては個別の条例なり制度を使って取り組んでいくということであると思っております。また条例の中です。要綱等とあります意見の公募、いわゆるパブリックコメントであるとか、審議会関係、また協働の推進であるとか、まちづくり協定、さらには出資法人等々については新たに要綱等を制定していきたいというふうに思っています。要綱というより大雑把な考え方で今のところおるわけなんですけれども、考え方としてはやっぱり運用基準であるとか、指針というようなものを含んだような要綱というふうに思っています。それについても、やはり庁内全体での議論ということも必要だと思っておりますので、検討を踏まえながら適切に実行していきたいというふうに思っているところであります。

多少つけ足しではありますが、2番目の質問のところ、議員の方から長井を思い出していただける仕組みと申しますか、そちらの話、またその調査研究の時期ではない

かというようなこともあったと思っています。条例の方の中でもやっぱり情報公開をしていくということも大事だということを考えておりますし、出身者の意見も一つのやっぱり情報であろうというふうに思っています。市民と情報を共有するということは仕組みの中で十分考えてみたいと思っています。

ご指摘がありました羽咋市のヒューマンネットワーク会員再登録のお願いということ、いただきましたのですが、これだと思っただけですけども、やっぱりこの趣旨の中にふるさとの思いや、提言などをお寄せいただくため広報はお話がありました毎月送るというような事業を展開しておるようです。非常に情報収集という意味では羽咋市がやっておられる事例かなというふうに思っています。また観光部門の話でありますとか、地場産の話もありますので、この辺は長井の方の地場産でも行っている事業と似たようなところもあると思いますので、少しその辺は連携なり研究させていただきながら、やっぱり情報をどう取るかというのは常に考えていきたいと思っています。その中でまず手始めといいますか、手をつけたいなと思っているのは市の出身者、もちろん先ほど市長の方からありました市にゆかりのある方なども含めながら、市の各分野にいろいろご意見なりアイデア、今も寄せられているんだろうと思っています。そういったご意見を今庁内の中に「らいねっと」という一つの情報化のシステムがありますので、そこの中に何とか情報を取り込むと。それでやっぱり職員がまずはその内容を一覧化させていただいて、情報を共有化すると。当然執行にも役立つ話である場合もあるだろうし、いわゆる政策形成という部分についても役立つ話もあるんだろ

うということで、その内容をいずれ他市町村でもやっている例もあるんですが、インターネットというような形に乗せていくという仕組みもやはり検討していかななくてはならないし、さほど今のところ勢い予算をかけてということでもなくともやれそうな部分もありますので、ぜひこれは早めに検討させていただいて、できるところからやっていきたいなというふうには思っています。

また、やはり情報の取り方ですが、意見の取りまとめ、ある意味で役所がちょっと偏って意見を取るという場合もあろうかなと思っているのです。そうしますとひょっとすると民間の活力といいますか、市民の目線で情報を取るということも必要になってくるのかなというふうに思っています。これは二段目のステップになるのですが、やはり市民の方の力を借りながら、そういう情報の取り方というものも質問の中に関東致芳会という話があったんですけども、そういうことはその次のステップで検討させていただければというふうに思っているところです。

以上でございます。

○大沼 久議長 那須宗一商工観光課長。

○那須宗一商工観光課長 高橋議員のご質問にお答えをいたしたいと思えます。

地場産センターにかかわります県の補助金はどのようなものかというご質問でございましたが、地場産センターの運営の活性化を図るとともに資金収支のバランスを取るためということで地場産センターに対して運営資金の不足に対しまして市が運営費の補助を行っております。その分について県から補助金を受けるものでございます。続いて高度化資金の償還はいつからというご質問でございましたが、高度化資金の償還につきましては、平成16年度、17年度は

猶予をいただいております、平成18年度から平成25年度までという計画になっているところがございます。県の補助金についてはいつまでなのかというふうなご質問でございましたが、補助金交付要綱といたすのは、あくまでも単年度ごとに定められるものがございます。ただ地場産業振興センターの収支計画、資金計画の見直しについて県の助言をいただきながら策定してまいりました。その中では資金収支計画などを見ますと、ぜひ平成25年度までは支援をいただきたいというふうなことのお願いはしてまいったところがございます。

業界負担分の収益帰還分についてでございますが、建設資金業界負担分の市中金融機関資金の残額につきましては、議員ご指摘のとおり9,888万3,499円というふうになっているところがございます。この分についても平成18年度から償還で平成25年度までの計画となっているところがございます。この分について市中金融機関分の償還分でございますが、これについては関係機関や理事会の承認も必要なわけでございますが、債務の圧縮を図る一つ的手段として基本財産の活用、端的にいいますと取り崩しなども検討してまいりたいと思っておりますし、単年度の償還額をできるだけ減らすというふうな意味では、償還期間の延長などについて金融機関の皆様のご理解が得られるかどうか検討をしてまいりたいというふうに考えているところがございます。

金融機関の部分につきましては、県の支援はというご質問でございましたが、これについてはあくまでも民間同士の契約関係ということでございますので、県からの支援という部分については無理だろうという考えを持っているところがございます。

○大沼 久議長 11番、高橋孝夫議員。

○11番 高橋孝夫議員 それぞれ答弁をいただきましてありがとうございます。

時間もありませんから、まちづくり基本条例の関係はおおむね私了としますし、評価もしていますから、またこれは補完をする意味で常任委員会でも議論をさせていただきたいと思えます。

図書館の関係で答弁を教育長からいただきましたけれども、業務委託する図書館の業務がいっぱいあるうちの委託する部分と直営とする部分というのは、先ほど口頭で教育長言われましたけれども、私どもには何にも示せてないんですよ、現実的に。何も示されてないんですけども、委託だけをするというふうに言われても判断つかないんです。協議会でも申し上げましたけれども、仕様書があれば早く出してほしいということも申し上げましたけれども、これも出てきません。何かあした臨時教育委員会をして午後から現説をするというところでもない離れ技をするみたいですが、これで本当にうまくいくんですか、大丈夫ですかね。まず仕様書というかね。こういうふうに分類したんだと、業務はというものと、仕様書をここまでここにしたんだというものがあれば出さっていただきたいと思えますが、どうですか。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 先ほども申し上げましたけれども、結局最終的に学校関係、またはBM運行関係ですね、これで詳細の仕様書づくりが遅れたということもあります。それで教育委員会の方でも最終的にあす検討するようになるわけですが、日程的にはかなりやっぱり詰まってきたということで、反省をしているところです。

○大沼 久議長 11番、高橋孝夫議員。

○11番 高橋孝夫議員 反省で済む問題で

はないんだと思うんですね。より利用者のサービス向上のためにやると言っているわけですよ。そもそもこの日程からいっても無理だったんですね。仕様書つくってどうするというふうなことまで。例えば3月1日に公募の市報に掲載して、きょうまででしょう、応募してくださいというのは。あした現場説明をしますという日程そのものがもう大変なんですよ。そこを私は反省をするんだったら、この際無理をしないできちっとしたもので対応できるように教育委員会でも判断をいただきたいというふうに私は思うんですが、そこについてだけ答弁をいただきたいと思います。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 仕様書の概要についてはおおむね前からお話ししているような中身で決めているわけですが、その細部についてということであすぎりぎりの段階になったということです。全体的な業務委託の内容についてはおおむね教育委員会としてもその方向で進んでいるということで、改めて何か方向を転換するという気持ちはありません。

○大沼 久議長 11番、高橋孝夫議員。

○11番 高橋孝夫議員 最後お聞きしますけれども、きょう時点で何者が応募されていますか。お聞かせください。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 現在のところ二つの団体です。

○大沼 久議長 11番、高橋孝夫議員。

○11番 高橋孝夫議員 時間がありませんから、これで終わりますが、これちょっと問題だと思えますし、しかるべくところにちゃんと報告をしていただくということをお願いをしておきたいと思えます。終わります。

○大沼 久議長 ここで、暫時休憩いたします。

再開は、3時20分といたします。

午後 2時59分 休憩

午後 3時20分 再開

内谷重治議員の質問

○大沼 久議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

なお、議会事務局長が早退し、補佐が代理をしておりますので、ご報告いたします。

それでは、市政一般に関する質問を続行いたします。

次に、順位10番、議席番号2番、内谷重治議員。

(2番内谷重治議員登壇) (拍手)

○2番 内谷重治議員 3月定例会一般質問も私が最後となりました。10番目ですので、大分重複する部分もございますが、最後までよろしくご清聴のほど、よろしくお願い申し上げます。

私は、今3月定例会におきまして、目黒市長の公約であります2期8年の最終年度、いわば目黒市政の集大成、総括とも言うべき平成18年度の施政方針についてお伺いするものであります。

このたびの施政方針は大変具体的・意欲的、かつ先進的な方向性を明示しており、高く評価するものであります。平成15年度に策定された第四次基本構想、基本計画の大きな柱であり、平成18年度からの第二次行財政改革として策定した自立計画の成否の鍵を握ると考えられる市民との協働と産